

各 位

令和 2年 4月20日  
仁愛高等学校

臨時休業期間中のご家庭での指導について（依頼）

この度、新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大を受けて、福島県からの要請により4月21日（火）～5月6日（水）の期間を臨時休業といたします。

ついては休業期間中、生徒が健康で安全・安心な生活を送られるよう下記の事項についてご指導下さるようよろしくお願いいたします。

記

1. 生活一般について

- (1) 休業中、毎日の生活計画を立て、規則正しい生活を送ること。
- (2) 適度な運動を行うなど、自ら健康の維持増進に努めること。
- (3) 不要不急の外出を控え、自宅で過ごすこと。  
やむを得ず外出をする時は「三密（密閉・密集・密接）」に該当する行動を避け、感染予防に積極的に努めること。
- (4) 「休日・ゴールデンウィークを控えての留意事項について（依頼）」（4月17日付お知らせ）は、臨時休業の全期間に適用します。
- (5) 毎日検温を行うなど健康観察に努め、万一下記のような症状がある場合は、「帰国者・接触者相談センター」（各地区保健福祉事務所）に相談すること。
  - ・ 37.5℃以上の発熱が4日以上続く場合。
  - ・ 風邪症状やだるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）などが続く場合。
  - ・ 基礎疾患がある生徒は、上記の状態が2日程度続く場合は、センターに相談し、指示を仰いで下さい。
- (6) 医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合は、速やかに学校へ連絡下さい。

2. 学習について

- (1) 休業中の学習目標を設定し、毎日の学習計画を立てて学習に取り組むこと。
- (2) 学校からの学習課題を所定の期日に提出すること。
- (3) 自ら学習課題を見つけて、学力の維持向上に努めること。  
特に、准看護師試験を控えた生徒は受験準備に十分に取り組むこと。
- (4) 本や新聞などを読み、視野の拡大を図る機会とすること。
- (5) 看護を学ぶ生徒として、感染症の問題に関心を持って推移を見守り、自らの行動を考え、各自の看護観の確立に資すること。

3. その他

- (1) 「臨時休業中の計画」を所定の期日に提出すること。
- (2) 学年毎に登校日を設けているので確認すること。
- (3) 休業中、学校からの連絡をホームページや学級担任からの連絡網で行うことがあるのでの留意すること。